

第4章 廃棄物埋立処分場等における太陽光発電の導入促進方策の検討

本章では、廃棄物埋立処分場等における太陽光発電に係るニーズや課題を視点別（廃棄物処理事業者、廃棄物処分場管理者、太陽光発電事業者、地域住民、地方公共団体等）に整理し導入促進方策を検討し、それに基づいた中長期導入促進計画案を作成した結果を記述する。

4.1 導入促進方策の検討

(1) ニーズ・課題の再整理

ヒアリング結果を基に処分場太陽光に係るニーズ・課題を、視点別（廃棄物処理事業者、廃棄物処分場管理者、太陽光発電事業者、地域住民、自治体）に整理した結果を表 4.1-1 に示す。表 4.1-1 中では、特に優先度が高いと思われる項目について下線を付した。

表 4.1-1 処分場太陽光に係るニーズ・課題の整理（例）

視点	ニーズ・課題	具体的な内容（例）
廃棄物処理事業者	・工事時の廃棄物搬入時及び事業実施時の障害	・施設工事時において廃棄物の搬入の障害にならない ・施設運開後に廃棄物処理に係る作業の障害にならない
廃棄物処分場管理者	・埋立廃棄物への影響 ・税負担の軽減	・廃棄物処理場の管理・運営に支障をきたさない ・廃棄物が流出しない ・埋立内容物に影響が及ばない ・ <u>覆土掘り、杭打ち、覆土深さを超える杭打ち等により、処分場機能に影響を与えない</u> ・処分場外周内側部における杭打ち行為により遮水シートの破袋を招かない ・太陽光事業の実施により廃棄物施設終了～閉鎖間の固定資産税が減免される
太陽光発電事業者	・規制緩和 ・手続の簡易化 ・借地料の抑制 ・事業リスクへの対応	・太陽光事業のリスクとそれに対する対応策が明らかになっていない ・ <u>処分場太陽光事業のリスク（地盤沈下、ガス腐食等）とそれに対する対応策が明らかになっていない</u> ・ <u>処分場太陽光事業の収益構造が明らかになっていない</u> ・ <u>一般的な太陽光事業よりコストが高い場合がある</u> ・ <u>処分場周辺部の林地開発等に係る規制の緩和</u> ・処分場借地料の抑制 ・ <u>事業実施における必要手続きが明らかになっていない</u> ・ <u>事業実施における関連法制度が明らかになっていない</u> ・自治体との相談における窓口が明らかになっていない ・手続きの簡便化 ・ <u>処分場太陽光事業を実施したい自治体が不明</u>
地域住民	・市民参加 ・地域へのメリット還元	・環境学習としての利用 ・災害時に利用できる蓄電池の設置 ・ <u>収益の一部が還元される仕組み（市民ファンドや環境政策等）の構築</u>
地方公共団体	・住民合意 ・固定資産税等の税収増 ・事業者とのコンタクト	・ <u>処分場施設に対する補助金の財産処分に関する考え方の整理</u> ・処分場太陽光事業を実施できる処分場の種類、状態、時期等が不明 ・住民との合意形成 ・ <u>処分場太陽光事業の認知度が低い</u> ・ <u>災害時における緊急電源の供給、避難場所としての活用、災害廃棄物の仮置き場としての利用</u>

視点	ニーズ・課題	具体的な内容（例）
		<ul style="list-style-type: none"> ・収益の一部還元 ・事業実施による税収入の増加 ・自治体自ら事業者になっての事業実施 ・自治体が処分場太陽光事業に取り組む場合に適用される低利融資の枠組みの構築 ・処分場太陽光事業実施における有効なビジネスモデルの構築 ・処分場跡地の利用方針の変更 ・民間事業者への委託方法・内容が不明

（２）導入促進方策の検討

上述（１）で整理したニーズ・課題のうち、特に優先度が高いと思われる項目に対応する導入促進方策（例）について、1)規制的手法、2)経済的手法、3)社会的手法、4)情報的手法、5)技術開発の促進の前述の５区分で整理した。整理結果を表 4.1-2 に示す。

表 4.1-2 処分場太陽光の導入促進方策（例）

ニーズ・課題	区分	導入促進方策（例）
覆土掘り、杭打ち、覆土深さを超える杭打ち等により、処分場機能に影響を与えない	3)社会的手法（「優良事例集」として整理する場合） 4)情報的手法（「先行事例集」として整理する場合）	先行事例における覆土掘り、杭打ちに関する影響を調査し、優良事例集または先行事例集として整理し、情報発信する。
処分場太陽光事業のリスク（地盤沈下、ガス腐食等）とそれに対する対応策が明らかになっていない	4)情報的手法 5)技術開発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・先行事例が想定しているリスクとその対応方策を整理する。 ・埋立内容物と埋立終了時期に応じた耐荷重の目安について調査し、ガイドラインで整理し情報発信する。 ・処分場太陽光事業のリスク把握と対策技術に関する技術開発を支援する。
<ul style="list-style-type: none"> ・処分場太陽光事業の収益構造が明らかになっていない ・一般的な太陽光事業よりコストが高い（と思われる） ・処分場太陽光事業実施における有効なビジネスモデルの構築 ・民間事業者への委託方法・内容が不明 	4)情報的手法 2)経済的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場太陽光事業特有のコストアップ要因を整理し、どの程度収益に影響を及ぼすか、ガイドラインで整理する。 ・複数のビジネスモデルを想定し、それらの特徴やメリット、デメリット、収益構造等の情報をガイドラインで整理し、情報発信する。 ・処分場太陽光特有の追加費用分に対して補助金を拠出する。 ・優良なビジネスモデルを支援するための経済的インセンティブ（税制優遇・融資等）の付与を検討する。
収益の一部が還元される仕組み（市民ファンドや環境政策等）の構築	3)社会的手法（「優良事例集」として公表する場合） 4)情報的手法（「先行事例集」として公表する場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域還元モデルを構築している処分場太陽光事業を表彰する。 ・地域還元モデルを構築している事例を調査し、優良事例集又は先行事例集として公表する。

ニーズ・課題	区分	導入促進方策（例）
処分場周辺部の林地開発等に係る規制の緩和	1) 規制的手法	処分場太陽光事業に係る規制を調査し、規制緩和措置を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 事業実施における関連法制度が明らかになっていない 事業実施における必要手続きが明らかになっていない 	4) 情報的手法	先行事例をもとに関連法制度、必要手続きを調査し、ガイドラインで整理し情報発信する。
処分場太陽光事業を実施したい自治体が不明	4) 情報的手法	全国の自治体に対してアンケートを実施し、事業を実施したい自治体をマッピングし公表する。
処分場施設に対する補助金の財産処分に関する考え方の整理	4) 情報的手法	財産処分についての考え方をガイドライン内で整理する。
処分場太陽光事業の認知度が低い	4) 情報的手法	ガイドラインを作成し全国自治体や環境省地方事務所に配布、または環境省ウェブサイトで公表する。
災害時における緊急電源の供給、避難場所としての活用、災害廃棄物の仮置き場としての利用	2) 経済的手法 3) 社会的手法（「優良事例集」として整理する場合） 4) 情報的手法（「先行事例集」として整理する場合） 5) 技術開発の促進	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策を講じた処分場太陽光事業に対して、補助金を拠出する。 災害対策を講じた事例を調査し、優良事例集または先行事例集として整理し、情報発信する。 災害時に活用できる技術開発を支援する。

表 4.1-2 で整理した各導入促進方策について、処分場太陽光事業の普及拡大に向けた重要性の観点から優先順位付けを行った例を表 4.1-3 に示す。今後、各方策の実現可能性を調査し、これらの優先順位付けについて精査していくことが求められる。

表 4.1-3 導入促進方策の優先順位付け（例）

No	区分	導入促進方策	重要性	
1	1) 規制的手法	処分場太陽光事業に係る規制を調査し、規制緩和措置を検討する。	△	
2	2) 経済的手法	処分場太陽光特有の追加費用分に対して補助金を拠出する。	◎	
3		優良なビジネスモデルを支援するための経済的インセンティブ（税制優遇・融資等）の付与を検討する。	○	
4	3) 社会的手法	・先行事例における覆土堀り、杭打ちに関する影響を調査し、優良事例集として整理し、情報発信する。 ・地域還元モデルを構築している事例を調査し、優良事例集として公表する。 ・災害対策を講じた事例を調査し、優良事例集として整理し、情報発信する。	◎	
5		地域還元モデルを構築している処分場太陽光事業を表彰する。	○	
6	4) 情報的手法	・先行事例における覆土堀り、杭打ちに関する影響を調査し、先行事例集として整理し、情報発信する。 ・先行事例が想定しているリスクとその対応方策を整理する。 ・地域還元モデルを構築している事例を調査し、先行事例集として公表する。 ・災害対策を講じた事例を調査し、先行事例集として整理し、情報発信する。	○	
7		埋立内容物と埋立終了時期に応じた耐荷重の目安について調査し、ガイドラインで整理し情報発信する。	△	
8		処分場太陽光事業特有のコストアップ要因を整理し、どの程度収益に影響を及ぼすか、ガイドラインで整理する。	◎	
9		複数のビジネスモデルを想定し、それらの特徴やメリット、デメリット、収益構造等の情報をガイドラインで整理し、情報発信する。	◎	
10		先行事例をもとに関連法制度、必要手続きを調査し、ガイドラインで整理し情報発信する。	◎	
11		全国の自治体に対してアンケートを実施し、事業を実施したい自治体をマッピングし公表する。	◎	
12		財産処分についての考え方をガイドライン内で整理する。	○	
13		ガイドラインを作成し全国自治体や環境省地方事務所に配布、または環境省ウェブサイトで公表する。	◎	
14		5) 技術開発の促進	・処分場太陽光事業のリスク把握と対策技術に関する技術開発を支援する。 ・災害時に活用できる技術開発を支援する。	△

※「重要性」欄の凡例

- ◎：処分場太陽光の導入促進に向けた意義が大きいもの
- ：処分場太陽光の導入促進に向けた意義が中程度のもの
- △：処分場太陽光の導入促進に向けた意義が小さいもの

4.2 導入促進に向けた中長期導入促進計画案の作成

前述の導入促進方策のうち、処分場太陽光の導入促進に向けた意義が大きい(◎)、または中程度(○)と評価された方策について、中長期導入促進計画案を作成した。計画案は基本的には国(環境省)の計画であるが、発電事業者や処分場管理者に対する「要望事項」を合わせて提示した。結果を表4.2-1に示す。

表 4.2-1 処分場太陽光の導入促進計画案

実施主体	導入促進方策	実施概要・適用	時期(例)				
			H26	H27	H28	H29	H30
国 (環境省)	補助金の拠出等	計画立案のための実現可能性調査委託業務	→				
		先進的設置・維持管理技術導入実証補助	→				
	優良事例集の作成・周知	導入事例の収集・分析(処分場への影響、地域還元、災害対策等)	→				
		優良事例集の作成	→				
		発行・周知	→				
	ガイドライン(GL)の作成・周知	事業の収益性と収益性確保のためのビジネスモデルの検討・整理	→				
		関連法制度・必要手続きの調査・整理	→				
		財産処分の方え方の整理	→				
		処分場太陽光の実施意向の調査・マッピング	→				
		ガイドラインの作成	→				
		ガイドラインの周知・運用	→				
	経済的・社会的インセンティブ施策(税制優遇・融資、表彰等)の検討	概略設計・予算要求	→				
		制度設計(既存制度との連携含む)	→				
制度運用		→					
発電事業者 ※ 要望事項	補助金の活用	実現可能性調査委託業務、導入実証補助の積極的活用	→				
	優良事例集の活用	優良事例集の積極的活用、優良事例の積極的導入	→				
	ガイドライン(GL)の活用	ガイドラインの積極的活用、優良事例の積極的導入	→				
	社会的インセンティブ施策の検討・運用	(必要に応じて)優良事例に対する表彰制度の検討・運用	→				
地方公共団体を含む処分場管理者 ※ 要望事項	補助金の活用	実現可能性調査委託業務、導入実証補助の積極的活用	→				
	優良事例集の活用	優良事例集の積極的な利用、優良事例の積極的導入	→				
	ガイドライン(GL)に基づく運用	処分場太陽光の実施意向の提示	→				
		ガイドラインの周知	→				
		ガイドラインの積極的活用、優良事例の積極的導入	→				
	ガイドライン内容を反映した地球温暖化対策実行計画等の策定	→					
経済的インセンティブ施策の運用支援	(必要に応じて)優良事例に対する税制優遇制度の運用支援	→					

4.3 補助金交付要綱・要領（案）の作成

(1) 類似事例等の調査整理

以下の類似事例における補助交付要綱等の収集・整理結果を示す。

- 1) 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）」【計画段階】
- 2) 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）」【計画段階】
- 3) (一社) 新エネルギー導入促進協議会「地域新エネルギー等導入促進事業」【計画段階】 ※処分場太陽光への活用事例あり（「浮島太陽光発電所」（東京電力））
- 4) 葛巻町「エコ・エネ総合対策事業費補助金」【計画段階】

上記4事例に基づく傾向は以下のとおり。

- ①処分場等の定義： 規定した事例なし。
- ②対象事業規模の制限： 太陽電池出力による制限を設けているものが多いが、その基準は50kW、200kW等まちまち。
- ③補助対象事業者の制限： 地方公共団体、民間企業全般等、間口は広く取られている。
- ④補助対象設備・費用： 発電機等の設備種類による対象／非対象を規定した事例はなし。一定割合（15%、20%等）以上の経費配分の変更に対しては交付元の承認が必要。工事費規模に応じた事務費の上限を設けている事例あり（例：5,000万円以下の場合6.5%）。
- ⑤財産処分の制限期間に関する考え方： 処分を制限する財産の範囲を規定した事例が多い（例：取得価格等が50万円超の機械及び重要な器具）。制限期間は、一律に規定した事例（15年）、補助金の交付の目的と耐用年数省令を勘案して規定する事例の双方あり。
- ⑥FITとの位置付けと収益納付に関する整理： FITとの関係性に関して規定した事例なし。一般論として、相当の収益があった場合は補助金の全部又は一部を納付させることができるとした事例あり。
- ⑦予測不能事態発生時の補助金の年度繰越への対応： 報告書を交付元に提出し、指示を受けることとした事例が多い。

1)環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）」【計画段階】

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）	
要綱等の構成	<p>1) 交付要綱</p> <p>第1条 通則（エネ特予算の範囲内／適化法等や要綱の遵守）</p> <p>第2条 交付の目的</p> <p>第3条 定義（代エネ・省エネ／エコハウス／代エネ・省エネ自動車等）</p> <p>第4条 補助の対象事業</p> <p>第5条 交付額の算定基準</p> <p>第6条 交付決定額の下限</p> <p>第7条 交付の決定（消費税等相当額／事業内容の変更／経費配分の変更／事業中止等の申請／証拠書類等の管理／補助事業が予定の期間内に完了しない場合、補助事業の遂行が困難となった場合／環境省補助事業であることの明示等）</p> <p>第8条 申請手続</p> <p>第9条 申請の取り下げ（期限／手続）</p> <p>第10条 変更申請手続（申請内容の変更）</p> <p>第11条 標準処理期間（交付申請から起算して原則2か月以内に交付決定）</p> <p>第12条 状況報告（補助事業の遂行・支出状況）</p> <p>第13条 実績報告書（期限／手続）</p> <p>第14条 補助金の額の確定等（現地調査等／超過補助金の返還期限、延滞金）</p> <p>第15条 交付決定の取消し等（取消し・変更の条件、手続、年利）</p> <p>第16条 取得財産等の管理（取得財産等の処分による収入の取扱）</p> <p>第17条 取得財産等の処分の制限（制限する財産、期間、手続）</p> <p>第18条 提出書類の経由（都道府県知事を経由）</p> <p>第19条 その他</p> <p>附則</p> <p>経過措置</p> <p>別表1 基準額、対象経費</p> <p>別表2 費目、内容</p> <p>様式1 交付申請書（別紙1：補助金所要額調書（総括表）、別紙2-A：補助金所要額内訳、別紙2-Aの工事費内訳、・・・、別紙3：年度別事業計画書、別紙4：年度別歳入歳出予算書抜粋）</p> <p>様式2 変更交付申請書</p> <p>様式3 交付決定通知書</p> <p>様式4 事業内容・経費配分変更承認申請書</p> <p>様式5 事業中止（廃止）承認申請書</p> <p>様式6 遅延報告書</p> <p>様式7 事業実績報告書（別紙1：補助金精算額調書（総括表）、別紙2-A：補助金精算額内訳及び事業実績書、別紙2-Aの工事費内訳、・・・、別紙3：歳入歳出決算書抜粋）</p> <p>様式8・9 補助金調書</p> <p>様式10 仕入控除税額報告書</p> <p>様式11 事業遂行状況報告書</p> <p>様式12 交付額確定通知書</p> <p>様式13 財産処分等承認申請書</p> <p>2) 実施要領</p> <p>1 目的（必要な細目等を規定）</p> <p>2 事業の主体</p> <p>3 事業の実施方法等（対策技術率先導入事業の例：①対象事業（<u>対象施設・設備、対象の条件</u>、事業による地域住民等への波及効果の評価）／②維持管理／③温室効果ガス削減量の把握等）</p> <p>附則</p> <p>別表 各事業における施設及び設備の整備主体</p>

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）	
処分場等の定義	規定なし
対象事業規模の制限	<p>（対策技術率先導入事業の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の場合、太陽電池出力が 200 kW 以上のもの 交付額が 6,000 千円に満たない場合は交付決定を行わない
補助対象事業者の制限	地方公共団体
補助対象設備・費用	<p>（対策技術率先導入事業の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象経費：本工事費（材料費／労務費／直接経費／共通仮設費／現場管理費／一般管理費）、付帯工事費（土地造成費／搬入道路等工事費／門、囲障等工事費）、機械器具費、調査費、初期調整費、事務費、その他必要な経費で環境大臣が承認した経費 経費の配分の変更（変更前の各配分額の 20% 以内の変更を除く）をする場合には、様式 4 を大臣に提出して承認を受けなければならない 事務費の上限：1) 工事費が 5,000 万円以下の場合 6.5%、2) 5,000 万円超～1 億円以下の場合 5.5%、3) 1 億円超の場合 4.5%
財産処分の制限期間に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を越える機械及び重要な器具 財産処分の制限期間は、補助金の交付の目的と耐用年数省令を勘案し、大臣が別に定める期間（期間内に処分しようとするときは、様式 13 を大臣に提出し、承認を受けなければならない） 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある
補助金返還義務期間	<ul style="list-style-type: none"> 超過補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内 ただし、補助金返還に議会の議決を必要とする場合で、上記期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、補助金額確定の通知日から 90 日以内で大臣が別に定める日以内 返還期間内に納付がない場合は、未納金に対して、年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴収
FIT との位置付けと収益納付に関する整理	規定なし
予測不能事態発生時の補助金の年度繰越への対応	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに様式 6 による報告書を大臣に提出し、その指示を受けること ただし、変更後の完了予定日目が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定日日後 2 か月以内である場合は、この限りでない

2) 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）」【計画段階】

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）	
要綱等の構成	<p>1) 交付要綱</p> <p>第1条 通則（エネ特予算の範囲内／適化法等や要綱の遵守）</p> <p>第2条 交付の目的</p> <p>第3条 定義（技術開発／CDM／J I等）</p> <p>第4条 <u>補助の対象事業及び対象者</u></p> <p>第5条 交付額の算定方法</p> <p>第6条 交付申請書の提出（提出書類）</p> <p>第7条 交付決定の通知（標準処理期間：申請書到達日から起算して原則2ヶ月以内）</p> <p>第8条 申請の取下げ（期限／手続）</p> <p>第9条 補助金の経理等（証拠書類の管理、期限、調査）</p> <p>第10条 <u>計画変更の承認等</u></p> <p>第11条 補助事業の中止又は廃止</p> <p>第12条 <u>事業遅延の届出</u></p> <p>第13条 補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更</p> <p>第14条 状況報告（補助事業の遂行・支出状況）</p> <p>第15条 実績報告書</p> <p>第16条 補助金の額の確定等（現地調査等／交付額確定通知書／超過補助金の返還期限、延滞金）</p> <p>第17条 補助金の支払（概算払含む）</p> <p>第18条 交付決定の取消し等（取消し・変更の条件、手続、年利）</p> <p>第19条 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還</p> <p>第20条 財産の管理（取得財産等の処分による収入の取扱／環境省補助事業である旨の明示）</p> <p>第21条 <u>財産処分の制限（制限する財産、期間、様式、手続）</u></p> <p>第22条 知的財産権の譲渡</p> <p>第23条 知的財産権の届出（文書／期限／手続）</p> <p>第24条 <u>収益納付</u></p> <p>第25条 CDM／J I設備補助事業に係る京都メカニズムによるクレジットの政府への移転</p> <p>第26条 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業に係る排出枠の交付等</p> <p>第27条 契約等（一般競争、指名競争、随意契約／契約）</p> <p>第28条 書類の提出部数</p> <p>第29条 その他</p> <p>附則</p> <p>別表第1 <u>対象経費、基準額</u></p> <p>別表第2 CDM／J I設備補助事業関係（費目、内容）</p> <p>別表第3 廃棄物処理施設における温暖化対策事業関係（費目、内容）</p> <p>別表第4 <u>他の事業に係る補助対象経費の内容</u></p> <p>様式第1 交付申請書（別紙1の1：温暖化対策市場化直結技術開発事業実施計画書、・・・、別紙2の1：経費内訳、別紙2の2：CDM／J I設備補助事業に要する経費内訳、・・・、別紙3：クレジット移転計画書）</p> <p>様式第1の2 交付申請書（個々の設置者が申請する場合）（別紙1：地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業整備計画書、別紙2：地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業に要する経費内訳、別紙3：対象設備導入前のエネルギー消費量、別紙4：地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業補助申請者一覧、別紙5：工事着工届出書）</p> <p>様式第1の2 交付申請書（地域協議会で申請する場合）（別紙1：地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業整備計画書、別紙2：地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業に要する経費内訳、別紙3：対象設備導入前のエネルギー消費量）</p> <p>様式第1の3 二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業交付申請書（別紙1：二酸</p>

	<p style="text-align: center;">二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）</p> <p style="text-align: center;">化炭素排出量削減モデル住宅整備事業実施計画書、別紙 2：二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業に要する経費内訳、別紙 3：住宅整備前のエネルギー消費量及びその他の居住関係データ）</p> <p>様式第 2 交付決定通知書</p> <p>様式第 2 の 2 二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業交付決定通知書</p> <p>様式第 3 計画変更承認申請書</p> <p>様式第 4 中止（廃止）承認申請書</p> <p>様式第 5 遅延報告書</p> <p>様式第 6 遂行状況報告書</p> <p>様式第 7 実績報告書（別紙 1：経費所要額精算調書、別紙 1－2：地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業補助事業者一覧、別紙 2：廃棄物処理施設における温暖化対策事業経費所要額精算調書、・・・、別紙 7：実績報告に基づくクレジット移転計画書）</p> <p>様式第 7 の 2 二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業実績報告書（別紙：経費所要額精算調書）</p> <p>様式第 8 交付額確定通知書</p> <p>様式第 9 概算（精算）払請求書（別紙 1：振込先の金融機関及びその支店名並びに預金の種別、口座番号及び名義、別紙 1－2：地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業補助事業者一覧）</p> <p>様式第 9 の 2 二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業精算払請求書</p> <p>様式第 10 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書申請書</p> <p>様式第 11 取得財産等管理台紙</p> <p>様式第 12 財産処分承認申請書</p> <p>様式第 13 CDM/J I 設備補助事業 京都メカニズムによるクレジット移転報告書</p> <p>2) 実施要領</p> <p>1 目的（必要な細目等を規定）</p> <p>2 事業の実施方法等（再生可能エネルギー高度導入地域整備事業の例：①再生可能エネルギー高度導入 CO₂削減モデル地域計画の認定基準／②対象事業／③算定額／④維持管理／⑤温室効果ガス削減量の把握等／⑥事業報告書及び評価報告書の作成並びに提出）</p> <p>3 経過措置</p> <p>附則</p> <p>様式第 1 事業報告書</p> <p>様式第 2 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業の事業報告書の作成例</p> <p>様式第 3 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業の評価報告書の作成例</p> <p>様式第 4 再生可能エネルギー高度導入地域整備事業の事業報告書の作成例</p> <p>様式第 5 再生可能エネルギー高度導入地域整備事業の評価報告書の作成例</p> <p>様式第 6 業務部門二酸化炭素削減モデル事業の事業報告書の作成例</p> <p>様式第 7 業務部門二酸化炭素削減モデル事業の評価報告書の作成例</p>
処分場等の定義	規定なし
対象事業規模の制限	（再生可能エネルギー高度導入地域整備事業の例） 太陽光発電の場合、50kW以上
補助対象事業者の制限	（再生可能エネルギー高度導入地域整備事業の例） ・民間企業／独立行政法人／民法により設立された法人／法律により直接設立された法人／その他環境大臣が適当と認める者 ・他の法令・予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業は対象としない
補助対象設備・費用	（再生可能エネルギー高度導入地域整備事業の例） ・対象経費：本工事費（材料費／労務費／直接経費／共通仮設費／現場管理費／一般管理費）、付帯工事費（土地造成費／搬入道路等工事費／門、囲障等工事費）、機械器具費、調査費、初期調整費、CDI/JI 手続経費、外国旅費、事務費、その他

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）	
	<p>必要な経費で環境大臣が承認した経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費の配分の変更（各配分額の15%以内の流用増減を除く）をする場合には、様式第3を大臣に提出し、承認を受けなければならない（大臣は必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる） 事務費の上限：1）工事費が5,000万円以下の場合3.5%、2）5,000万円超～1億円以下の場合3.0%、3）1億円超～3億円以下の場合2.5%、4）3億円超～5億円以下の場合2.0%、5）5億円超～10億円以下の場合1.0%、6）10億円超の場合0.5%
財産処分の制限期間に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産 財産処分の制限期間は、補助金の交付の目的と耐用年数省令を勘案し、大臣が別に定める期間（期間内に処分しようとするときは、様式第12を大臣に提出し、承認を受けなければならない） 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる
補助金返還義務期間	<ul style="list-style-type: none"> 超過補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内 期間内に納付がない場合は、未納金に対して、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収
FITとの位置付けと収益納付に関する整理	<ul style="list-style-type: none"> FITに関する明記なし 事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、事業の完了した翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部を納付させることができる
予測不能事態発生時の補助金の年度繰越への対応	<p>補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5を大臣に提出し、指示を受けなければならない</p>

3) (一社) 新エネルギー導入促進協議会「地域新エネルギー等導入促進事業」【計画段階】

※処分場太陽光への活用事例あり（「浮島太陽光発電所」（東京電力））

	地域新エネルギー等導入促進事業
要綱等の構成	<p>第1条 目的</p> <p>第2条 対象経費</p> <p>第3条 補助の対象（太陽光発電設備を導入する事業）</p> <p>第4条 補助金の額</p> <p>第5条 交付の申請（様式／手続／消費税等仕入控除税額）</p> <p>第6条 交付の決定（現地調査等／補助金交付決定通知書）</p> <p>第7条 交付の条件（遅延等報告書／競争入札／実績の報告等／補助金の返還／取得財産等の管理・処分等）</p> <p>第8条 申請の取下げ（期限／様式／手続）</p> <p>第9条 計画変更の承認等（条件／様式）</p> <p>第10条 状況報告（補助事業の実施状況）</p> <p>第11条 実績報告（期限／様式／手続／協議会の会計年度内に終了しなかったとき／消費税等仕入控除税額／やむを得ない理由により提出が遅延する場合）</p> <p>第12条 補助金の額の確定等（現地調査等／確定方法／超過補助金の返還、延滞金）</p> <p>第13条 補助金の支払（概算払含む）</p> <p>第14条 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還（様式／手続）</p> <p>第15条 間接補助金の支払</p> <p>第16条 交付決定の取消し等（取消し・変更の条件、手続、年利）</p> <p>第17条 加算金の計算</p> <p>第18条 延滞金の計算</p> <p>第19条 財産の管理等（取得財産等管理台帳／取得財産等の処分による収入の取扱）</p> <p>第20条 財産処分の制限等（制限する財産、期間、様式、手続）</p> <p>第21条 補助事業の経理等（証拠書類の保存、期限）</p> <p>第22条 補助金調書（様式）</p> <p>第23条 間接補助金の交付の際に付すべき条件</p> <p>附則</p> <p>別記</p> <p>別表 補助対象経費</p>
処分場等の定義	規定なし
対象事業規模の制限	<p>（太陽光発電の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体・非営利民間団体：太陽電池出力 10kW以上又は複数地点を纏めて 10kW以上（ただし、1地点平均2kW以上） ・社会システム枠：太陽電池出力 50kW以上又は複数地点を纏めて 50kW以上（ただし、1地点平均10kW以上）
補助対象事業者の制限	地方公共団体／営利を目的としない事業を行う民間団体等／地方公共団体と連携して新エネルギー導入事業を行う民間事業者等
補助対象設備・費用	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費：設計費、機械装置等購入費、工事費、諸経費 ・経費の配分の変更（各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く）をする場合には、様式第6を協議会に提出し、承認を受けなければならない ・事務費の上限なし
財産処分の制限期間に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産 ・財産処分の制限期間は 15年 ・取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると認められるときは、その収入の全部又は一部を協議会に納付させることができる
補助金返還義務期間	納期日までに納付がないときは、未納付額につき年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴収
FIT との位置付けと収益納付に関する整理	規定なし

地域新エネルギー等導入促進事業	
予測不能事態発生時の補助金の年度繰越への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ様式第6を協議会に提出し、その承認を受けなければならない ・補助事業が協議会の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、様式第9を協議会に提出しなければならない ・やむを得ない理由により提出が遅延する場合には、あらかじめ協議会の承認を受けなければならない

4) 葛巻町「エコ・エネ総合対策事業費補助金」【計画段階】

エコ・エネ総合対策事業費補助金	
要綱等の構成	第1 目的 第2 補助金の交付対象事業（太陽光発電設備の設置含む） 第3 補助金の交付対象者 第4 補助金の交付対象経費及び補助金の額 第5 事業に要する経費配分及び補助事業の内容の軽微な変更（定義） 第6 申請の取り下げ（交付決定通知受領日から起算して15日以内） 第7 提出書類及び提出期日 第8 補足 附則 別表1 設備の要件及び交付対象経費、補助金の額 別表2 提出書類及び添付書類、様式、提出部数、提出期日
処分場等の定義	規定なし
対象事業規模の制限	（太陽光発電設備の設置の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池出力1kWにつき3万円とし、15万円を限度 ・太陽電池出力10kW以上の太陽電池を設置し、国庫補助の交付を受ける場合は、その補助対象経費の10分の1以内の額
補助対象事業者の制限	（新エネルギー等導入事業の例） <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する個人、団体、法人 ・電気事業法に基づく電気事業者を除く
補助対象設備・費用	対象経費：太陽光発電設備の設置工事に係る費用
財産処分の制限期間に関する考え方	規定なし
補助金返還義務期間	規定なし
FITとの位置付けと収益納付に関する整理	規定なし
予測不能事態発生時の補助金の年度繰越への対応	規定なし

(2) 補助金交付要綱・要領の作成(案)

補助金交付要綱・要領の作成に当たって考えられる論点とその対応方針(案)を、表4-17に示す。

対応方針(案)を踏まえ、以下の3種類の交付要綱・要領等を作成した。作成した交付要綱・要領等を巻末資料4～6に示す。

- ①二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業)(地方公共団体)交付要綱：巻末資料4
- ②二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業)(民間団体)交付要綱：巻末資料5
- ③二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業)交付要領：巻末資料6

表4.3-17 補助金交付要綱・要領の作成に当たって考慮すべき論点とその対応方針(案)

区分	考慮すべき論点	対応方針(案)
1) 交付要綱・要領の位置づけ	①既存の交付要綱・要領との関係性をどのように整理するか。	・「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業)」単独の要綱(「地方公共団体」向け、「民間団体」向けの2種類)として作成する。 ・作成に当たっては、基本的に補助事業の財源である二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱・要領との整合性を確保しつつ、処分場太陽光特有の事項については、他の既往の交付要綱・要領も参照する。
	②交付要綱・要領では、実現可能性調査/補助事業/検証事業のうちどこまでを対象とするか。	・補助事業のみ対象とする。
2) 補助対象設備・費用の考え方	③「処分場等」の定義をどのように設定するか。廃止確認申請が未提出の最終処分場や、廃掃法の指定区域に指定されていない不法投棄地についても、補助事業のニーズが見られるが、これにどのように対応するか。 また、不法投棄地と処分場を併せて応募することは可能か。特定の事業者が処分場と処分場以外の土地を併せて一体的に事業を行う場合には対象となるか。	・左記ニーズに対応し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項並びに15条第1項に定める一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場、または不法投棄地のうち同法第15条の17の指定区域に指定された場所及びそれに類する場所」と定義する。 ・上記「類する場所」の定義については、公募要領中で記載せず、書類審査(またはヒアリング審査)においてこれに該当するかどうか、個別に判断することが望ましい。 ・不法投棄地と処分場を併せた応募については、複数箇所の事業が特定事業者により一括管理されていることが認められる場合に限り、適用されることとする。 ・処分場と処分場以外の土地を併せた応募については、事業全体に対する処分場に係る費用の区分けが明確にされ、処分場部分単体で補助対象事業の要件を満たす場合に限り、処分場部分のみを対象として認めることとする。
	④対象事業規模や交付金上限額の制限を設けるか。	・最終処分場については、上記3.1で整理した既存の処分場太陽光の導入事例を踏まえ、「それらの事業が概ね対象となる水準」を想定する。具体的には、「対象とする太陽光発電の太陽電池出力が350kW以上」のものを対象とする。 ・不法投棄地については、350kW未満も対象とする。

区分	考慮すべき論点	対応方針(案)
	<p>⑤補助対象となる事業者に制限を設けるか。</p>	<p>・補助対象事業者は、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>(ア)一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の上部空間において太陽光発電を実施しようとする事業の場合、当該処分場等の管理者(地方公共団体、民間団体)、または管理者と連携して事業を行う民間団体であること。</p> <p>(イ)不法投棄地の上部空間において太陽光発電を実施しようとする事業の場合、地方公共団体と連携して事業を行う民間団体であること。</p> <p>(ウ)補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。</p> <p>(エ)補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基盤を有すること。</p> <p>(オ)補助事業の経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。</p> <p>(カ)環境省の求めがある場合、環境省において経理、その他の説明・報告をできる体制を有していること。</p> <p>・上記(ア)、(イ)の「連携」の定義については、交付要綱・要領上では規定せず、公募要領上で以下のとおり規定する。</p> <p>(ア):「当該処分場等の管理者から空間の貸与等を受けて、当該空間において太陽光発電事業を実施しようとする民間団体(企業、公益法人、NPO等)」</p> <p>(イ):「地方公共団体と合意文書を結び、不法投棄地の上部空間において太陽光発電を実施しようとする民間団体」</p>
	<p>⑥補助対象経費の範囲はどこまでとするか。</p>	<p>・「廃棄物最終処分場等に以下の技術を導入するために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費等」とする。</p> <p>(ア)災害時に撤去できる可動式架台・支持装置及びその基礎</p> <p>(イ)防雨機能としても活用できる屋根式架台・支持装置及びその基礎</p> <p>(ウ)不均一な地盤沈下の可能性のある処分場等にも設置可能な架台・支持装置及びその基礎</p> <p>(エ)腐食性ガスにも耐えられる架台・支持装置及びその基礎</p> <p>(オ)最終処分場の維持管理のための電力への供給システム</p> <p>(カ)処分場等及び太陽光発電設備の地盤沈下量等を計測するモータリク機器類</p> <p>・事務費は、既存の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金との整合を取り、以下の範囲内とする。</p> <p>・5,000万円以下: 6.5%</p> <p>・5,000万円超1億円以下: 5.5%</p> <p>・1億円超: 4.5%</p>
<p>3) 売買、請負その他の契約等の考え方</p>	<p>⑦既存の交付要綱・要領では、左記の契約を行う場合には地方公共団体、民間団体ともに、原則として一般競争に付すこととされているが、より活用しやすい補助事業とするため、当該規定を緩和することができないか。</p>	<p>既存の交付要綱・要領との整合を取り、交付要綱・要領上の条項は削除しない。ただし、公募要領上では敢えて規定しないことが望ましいと考えられる。</p>
<p>4) 予測不能事態発生</p>	<p>⑧パネルの入荷が遅れて想定期間内に竣工できない</p>	<p>交付要綱・要領上では特段の規定は行わない。公募要領において、「やむを得ない事情により予定の期間内に完了できないと</p>

区分	考慮すべき論点	対応方針(案)
時の補助金の年度繰越への対応	いケースが想定される。国庫債務負担行為による繰越(1年)ができないか。	見込まれる場合には、最大1年間期間を延長することが可能」と規定することが望ましい。
5) 状況報告の内容	⑨処分場太陽光特有の課題に対応するため、状況報告においてどのような内容を報告させるべきか。	補助事業者は、補助事業終了後、以下の情報に関する報告書を提出することとする。 (ア) 補助事業の遂行及び支出状況 (イ) 施設・設備により生産・売電したエネルギー量等のデータ及び温室効果ガスの削減量 (ウ) 地盤沈下量等のモニタリングデータ、不具合等の発生状況(モニタリング機器の費用を補助対象経費に含む場合のみ)
6) FIT との位置付けと収益納付に関する整理	⑩より活用しやすい補助事業とするため、補助対象設備が「収益を生む設備」と位置付けられて、FIT による収益の納付義務が生じないようにしておく必要があるのではないか。	交付要綱・要領上では特段規定しない。公募要領において、「本補助事業では固定価格買取制度に基づく売電収益を納付していただく必要はない」旨を明記することが望ましい。
7) 財産処分の制限期間に関する考え方(補助金返還義務期間)	⑪補助金返還リスクが大きいと、補助事業への応募者が限定される。既存の交付要綱・要領では、法定耐用年数を原則としているものが多いが、コンクリート架台の場合は最長65年になってしまう。 発電事業としての事業期間、環境省としての管理可能期間も踏まえつつ、財産処分の制限期間をどのように設定するか。	・左記の懸念点を踏まえ、既存の交付要綱・要領で制限期間が最も短いものを採用する。 ・具体的には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金と同じく「エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)」を財源としている、(一社)新エネルギー導入促進協議会「地域新エネルギー等導入促進事業」に準拠し、「15年」とする。
8) 提出書類の経由に関する考え方	⑫既存の交付要綱・要領では、市町村が申請やその取下げ、変更申請等を行う場合には都道府県知事を経由して書類を提出することとされているが、申請者の煩雑さを軽減するため、当該規定を緩和することができないか。	既存の交付要綱・要領との整合を取り、交付要綱・要領上の条項は削除しない。ただし、公募要領上では敢えて規定しないことが望ましいと考えられる。
9) 提出書類の内容・様式	⑬効果的な審査を行うために、申請者に対しどのような内容を提出させるべきか。	申請者は、以下の書類を申請受付期間中に提出することとする。 (ア) 交付申請書 (イ) 年度別事業計画書(地方公共団体の場合) (ウ) 事業実施計画書(民間団体の場合) (エ) 経費内訳及び積算根拠資料 ※様式中に「事業性の評価」を含める。 (オ) 処分場等の管理者であることを証明する文書、管理者との連携に関する合意文書、地方公共団体との連携に関する合意文書のいずれか

区分	考慮すべき論点	対応方針(案)
	<p>⑭既存の交付要綱・要領では、地方公共団体向け/民間団体向けの2種類の様式が設定されているが、申請者にとっての煩雑さを解消するため、これらを一元化することができないか。</p>	<p>対応方針(案)</p> <p>(カ)モーター計画書(モーター機器の費用を補助対象経費に含む場合のみ)</p> <p>(キ)申請者の組織概要や事業実績に関する資料(会社概要、資本金及び資本構成、直近2決算期に関する損益計算書及び貸借対照表、同種事業の実績等)</p> <p>(ク)代表事業者届出書(共同事業体による共同申請の場合のみ)</p> <p>(ケ)その他資料</p> <p>a. 事業用地の詳細な位置、諸元、履歴等</p> <p>b. 太陽光発電事業の詳細な実施計画</p> <p>c. 期待される環境改善効果や地域活性化効果に関する詳細資料</p> <p>既存の交付要綱・要領との整合を取り、2種類の様式を作成する。</p>